

一般社団法人SCBラボ 監査規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人SCBラボ（以下、「本団体」という。）における監査の円滑かつ効果的な運営に資するべく、監査に関する基本的事項を定めるものである。

(監査担当)

第2条 監査は、監事がこれを担当する。また、業務遂行上特に必要があるときは、別に外部の者を加えておこなうことができる。

(監査責任)

第3条 監査に関する責任は、監事が負うものとする。

(監査の対象)

第4条 監査の対象は、本団体がおこなう業務全般に及ぶものとする。

(監査の内容)

第5条 監事は、本団体の取引が正当な証拠書類により事実に基づいて処理され、帳票が法令及び諸規程に従い適正に記録されているか否かを検証するとともに、本団体の財産の管理状況を監査することとする。

2 監事は、代表理事をはじめとする本団体の構成員に対し、帳票及び諸資料の提出を求めることができる。

(監査の区分及び時期)

第6条 監事は、定款第48条に定める監査を定時社員総会前におこなう。

2 監査は、臨時監査として、必要に応じて監査を実施することができる。

(監事の遵守事項)

第7条 監事は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 監査はすべて事実に基づいて行い、かつその判断及び意見の表明について公正でなければならない。

(2) 職務上知り得た事項を正当な理由なくして他に漏らしてはならない。

(被監査者の遵守事項)

第8条 本団体の構成員は、円滑かつ効果的な監査が実施できるように、監事に対して積極的に協力しなければならない。

(報告書の作成)

第9条 監事は監査終了後、監査報告書を作成し、代表理事に提出する。

(報告書の保存期間)

第10条 監査報告書の保存期間は、5年とする。

附則 本規程は、平成31年1月7日より施行する。